

尾張旭市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和8年1月6日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

3 監査の対象

原則として、健康福祉部（地域福祉課、長寿課、健康課及び保険医療課）に係る令和7年度（令和7年9月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和7年10月24日から同年12月25日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手類等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手類等金券類の実査・現況確認を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 地域福祉課に係るもの

ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ア) 本市では、入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）の規定により、随意契約を締結する

場合で、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第25条に定める額を超えるときは、その内容を公表しなければならない（以下この公表を「随意契約の公表」という。）が、生活保護システム保守業務及び生活保護レセプト管理クラウドサービス月額サービス利用に係る契約について、随意契約の公表が行われていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

なお、同課における随意契約の公表は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

(イ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、介護給付・訓練等給付費返還金について、調定を決議することなく、令和7年4月14日に納入の通知をしていた（調定を決議したのは、同月15日。）。

適時適切に調定を決議されたい。

(ウ) 契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。

しかしながら、生活保護レセプト管理クラウドサービス月額サービス利用及び生活保護ケースワークAI支援サービス「WAISE」サービス利用に係る契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

また、何ら検討することなしに契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(エ) 同課は、日常生活支援券支給事業について、物価高騰の影響が特に大きい低所得の障害者に対し支給額を上乗せし使用できる期間を延長することとし、令和7年5月30日付けで実施伺いを起案し、その事務を進めていた。しかしながら、当該延長についての要綱改正は、同年7月30日付けで起案し、同年8月18日付けで決裁し、施行していた。

事務処理を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ア) 契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。

同課は、手話奉仕員養成講座開催事業委託及び障害福祉業務総合支援ソフト賃貸借の契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方

が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 契約規則第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

同課は、障がい者世帯実態調査委託業務契約（契約金額1,000,000円。契約の相手方は、市内の民生委員により構成される団体。）に係る契約保証金の免除について、同条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれないと認められるとき）の規定によることとして決裁を受けていたにもかかわらず、実際は同条第7号（国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれないと認められるとき）の規定によることとし、契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 障害者福祉システム保守業務における特定個人情報取扱特記事項に、責任者及び業務従事者へ周知すべき規定として、既に廃止されている尾張旭市個人情報保護条例を掲げていた。

契約書を締結する際は、記載している事項に誤りや現状に即していないものがないか確認することを徹底されたい。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 同課では、瀬戸保護区保護司会尾張分区からの、令和7年4月18日付けの補助金交付申請に係り、同月30日付けで補助金（30,000円）の交付を決定している。

申請時に提出された収支予算書によると、187,341円もの前年度繰越金があるにもかかわらず、同年5月1日付けの請求を受け、補助金30,000円全額を前払いしていた。市補助金に対する前年度繰越金の比率は624.5%となっていることから、この前払いに係り、同分区の資金計画等の審査の状況を尋ねたが、「保護司会はボランティアであり、収入が見込まれないため」とするのみであった。この点、前払いに係る同課の審査が形式的になっていると言わざるを得ない。

補助金等交付事務を適切に実施されたい。

- (オ) 同課における令和6年10月から令和7年9月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、新たに受け入れた郵便切手はなかったものの、使用数に比べて過年度から繰り越している在庫数が多い状況であった。これは、かつて、使用予定枚数に比して、過大な枚数を購入し、受

け入れたことによるものと考えられる。

会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。

【令和6年10月～令和7年9月の郵便切手等金券類の状況】

額	令和6年10月当初における繰越し枚数	令和6年10月から令和7年9月までの間の使用枚数	令和7年9月末時点での残数
1円	124	9	115
10円	114	14	100
26円	300	38	262
84円	271	48	223

(カ) 同課は、資料送付等に用いるため、郵便切手（1円、2円、10円、26円、30円、84円）並びにレターパックライト（430円）及びレターパックプラス（520円）を管理・使用している。そこで、その保管状況を確認したところ、出納簿を備え、毎月末に帳簿数値と現在高を確認し、受払簿に確認印を押印するなど、適切な管理に努めるようにしてはいたが、レターパックプラス（520円、在庫3枚）については、出納簿を備えていなかった。

また、郵便切手については、手提げ金庫に格納し厳重に保管していたものの、レターパックライト及びレターパックプラスについては、事務室内書庫にて施錠もしないまま保管していた。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。

(2) 長寿課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

(ア) 介護認定調査の委託に係る定期建物賃貸借契約について、随意契約の公表が行われていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

なお、同課における随意契約の公表は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

(イ) 多世代交流館トイレ清掃業務の契約書には、「業務を実施する場所、面積、トイレ箇所数、便器数等は、別添図面のとおり」と記載があるものの、図面が添付されていなかった。

また、地域包括支援センター地域相談窓口業務の契約書には、「別紙仕様書に基づいて、前条に規定する委託業務を実施するものとする。」と記載があるものの、仕様書が添付されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

(ウ) 尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第36条により、負担金、補助及び交付金について支出負担行為として整理する時期は、指令又は交付決定のときとされている。

また、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年尾張旭市規則第15号）第4条第1項により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をするものとされている。

しかしながら、地域シニアクラブ補助金について、支出負担行為を決議しないまま、令和7年7月18日付けで当該補助金に係る予算現額580,000円を超える648,800円の交付を決定していた。

会計事務及び補助金等交付事務を適切に実施されたい。

(エ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、成年後見人等選任開始の審判申立てに要した費用の請求について、調定を決議することなく、納入を通知の上、収入していた。

適時適切に調定を決議されたい。

なお、同課における調定の決議については、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

(オ) 同課は、シニアカラオケ大会、高齢者趣味の作品展及びシニアクラブグランドゴルフ大会の開催運営を業務内容とする、高齢者健康づくり事業を委託して実施している。当該委託業務の契約は、令和7年4月1日に締結したにもかかわらず、遅くとも同年3月10日までには、委託先に、同契約にあるシニアカラオケ大会のポスターを作成させていた。

契約日以降に契約が履行されるよう、契約事務を適時適切に実施されたい。

なお、同課における同事業の契約締結前着手は、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事務を行っていたことが確認されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

(カ) 認知症地域支援・ケア向上事業では、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、A団体及びB団体

に委託し、認知症地域支援推進員を配置して、それぞれ違う仕様で業務を実施している。

同課は、令和7年度の同事業の委託業務について、誤って、A団体に係る仕様書をB団体との契約書に、B団体に係る仕様書をA団体との契約書に添付し、契約締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(イ) 買い物リハビリテーション事業委託契約（契約金額1,815,000円）について、「リハビリテーションの実施、送迎、買い物支援の一環を令和2年度から令和6年度に本市で実施した実績を有しております、最も効率よく効果的に事業を実施することが可能である」業者（合同会社）一者から見積徴取するつもりであることをもって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約）に当たるとして随意契約としていた。この点、「最も効率よく効果的に事業を実施することが可能」との部分に係る根拠は示されておらず、主観的であり、同号を適用する理由としては不明確である。

また、契約の施行伺いでは、当該合同会社について、「国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等」に該当するかについて何ら検討をすることもなく、契約規則第32条第7号（国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。一方、施行した契約書を見ると、同条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）により契約保証金を免除していた（契約制度を所管する総務課によれば、同号の「契約金額が少額」とは、契約規則別表で定めのある、契約の種類に応じた額の範囲内のことであり、同表第1号から第5号までに掲げる契約の種類に該当しない当該契約に契約規則第32条第6号を適用できるのは、同表第6号で「前各号に掲げるもの以外のもの」として定める100万円までの範囲内の額の場合といえ、当該契約は少額とはいえない。）。

この点、施行伺い時と契約時に契約保証金免除の適用条文を異なったものとすることや、そもそも契約の相手方や金額が適用しようとする同条各号いずれにも該当しない（又は該当するかの検討がない）にもかかわらず、契約保証金を免除することは、本契約に係る事務が著しく不適切であるといえる。

契約事務を適切に実施されたい。

(カ) 同課における令和6年10月から令和7年9月までの間の郵便切手等金券類

の受入れ及び使用状況について確認したところ、令和7年3月に返信用等として26円切手を40枚、110円切手を188枚購入し受入れの上、そのまま令和7年度に繰り越していたが、4月の使用枚数は、26円切手6枚、110円切手2枚であった（110円切手については、9月までで見てもわずか6枚であった。）。

また、令和7年3月に資料送付用として600円のレターパックプラスを380枚購入し受入れの上、当該枚数以上を令和7年度に繰り越していたが、4月の使用枚数は、わずか33枚であった。

会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。

【令和6年10月～令和7年9月の郵便切手等金券類の状況】

額	3月当初における繰越枚数	3月購入枚数	4月当初における繰越枚数	4月使用枚数	4月から9月までの間の使用枚数	9月末時点での残数
26円	0	40	40	6	26	14
110円	0	188	188	2	6	182
レターパックプラス600円	69	380	418	33	233	216

(ヶ) 同課における郵便切手等金券類の保管状況を確認したところ、保管用手提げ金庫の中に、平成19年11月14日以降使用されていない図書券（34, 500円）とその使用簿が存在していた。同課に確認したところ、その存在を認知していなかった。このことは、郵便切手等金券類の管理体制に重大な不備があることを示しているといえる。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。

(コ) 自家用電気工作物保守点検業務委託において、見積書提出依頼の際、期限を令和7年3月25日とし、期限までに提出がない場合は無効とするとしているにもかかわらず、同月31日に提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

(ア) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、通所型短期集中予防サービス「元気教室」委託契約及び買い物リハビリテーション事業委託契約において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(イ) 尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領（平成13年尾張旭市要綱等。以下「要領」という。）によれば、契約担当者は、工事請負契約における契約の保証について、契約保証金等整理簿を整理するものとされている。また、公表取扱要綱によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表するものとされている。

しかしながら、同課は、南部老人いこいの家等解体工事（制限付き一般競争入札）の契約時に、契約保証金等整理簿の作成及び工事契約結果調書の公表を行っていなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。また、公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(ウ) 政令第167条の2第1項第1号によれば、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が同号に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときに随意契約によることができるものとされている。

高齢者外出支援助成券交付対象者の名簿及び案内通知DMラベル等作成の委託において、いずれも契約の施行伺いに予定金額の記載がないまま同号に当たるとして決裁を受け、随意契約していた。

このやり方では、市として、当該契約が同号の要件に当たるか検討したことにならないといえ、適切を欠くものである。

契約事務を適切に実施されたい。

(エ) 契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。

同課は、在宅老人ショートステイ事業委託、介護保険指定機関等管理システム使用、通所型短期集中予防サービス「元気教室」業務委託、地域包括支援センター地域相談窓口業務委託及び紙おむつ給付事業委託の契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととな

るおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

(オ) 同課は、別途選定された17業者の商品を、対象者（88歳の高齢者）の選択に応じて購入し届ける敬老祝品の購入・配達業務を、17業者それぞれとの契約により実施しているが、契約を伺う際に、業者ごとの予定金額を示していないにもかかわらず、契約規則第32条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）に当たるとして決裁を受け、契約締結に当たり、全業者に対して契約保証金を免除していた。

このやり方では、市として、当該契約が同号の要件に該当するか検討したことにはならないといえ、適切を欠くものである。

契約事務を適切に実施されたい。

(3) 健康課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

(ア) 契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。

しかしながら、尾張旭市保健福祉センター昇降機保守業務、T-Wel1システム（元気まる測定）利用、尾張旭市保健福祉センター空調設備保守業務委託（令和7年6月20日契約締結分及び同年9月16日契約締結分）の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

また、何ら検討することなしに、契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(イ) 尾張旭市保健福祉センター自家用電気工作物保守管理業務（303,600円）について、次の2点において、契約締結伺いの内容と異なるもので契約締結がされていた。

まず、契約保証金について、契約締結伺いでは、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約規則第32条第8号（前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。）により全額免除としていた。一方、実際の契約では同条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）により全額免除としていた。

次に、本契約書の履行項目は、別に定める自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書に基づくとされているものの、契約締結伺いでは「2016.12.01」と表示している細目書、実際の契約では「2024.11.29」と表示している細目書が

添付されており、規定する項目が異なっていた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

(ア) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めていた。同課では、尾張旭市保健福祉センター屋上循環器取替修繕において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(イ) 要領によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、契約担当者は、契約保証金等整理簿を整理するものとされており、工事目的物の引渡しがあった場合、同整理簿に引渡日を記載するものとされている。

しかしながら、保健福祉センター空調設備等改修工事及び保健福祉センター空調設備等改修工事（給気チャンバー棟）に関して、令和7年8月29日に工事目的物の引渡しがあったにもかかわらず、同整理簿に引渡日が記載されていなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

(ウ) 令和7年度がん検診等印刷業務契約において、契約締結の決裁を得た上で、契約書を2通作成し市側と相手側各自がその1通を保有していたが、相手方の代表者印が押印されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

(エ) 尾張旭市公印規程（昭和47年尾張旭市規程第4号）第3条によれば、健康課専用市長印の用途は「課長の専決事項に属するもので定例的なもの」とされている。

しかしながら、8020運動表彰式の開催について、市長が決裁したものであるにもかかわらず、表彰者に送付する開催通知に健康課専用市長印を使用していた。

公印に係る事務を適切に実施されたい。

(オ) 契約規則第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

しかしながら、愛知県広域予防接種事業及び愛知県広域予防接種請求支払事務に係る契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約保証金を免除することとし、契約書には、同条の適用号数を示すこともないまま、単に「契約保証金は免除する」としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

(4) 保険医療課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。

しかしながら、国民健康保険レセプト二次点検業務委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

また、何ら検討することなしに、契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

同課における令和6年10月から令和7年9月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、後期高齢者医療書類送付用として令和7年3月に26円切手を62枚購入し受入れの上、全く使用することのないまま、令和7年度に繰り越していた。なお、その後、令和7年9月末までの使用枚数は7枚であった。

会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

3 監査の対象

原則として、こども子育て部（こども未来課、保育課、こども課及びこども家庭課・子どもの発達センター）に係る令和7年度（令和7年9月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和7年10月24日から同年12月25日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手類等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手類等金券類の実査・現況確認を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) こども未来課に係るもの

注意すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領（平成13年尾張旭市要綱等）によれば、契約担当者は、工事請負契約における契約の保証について、契約保証金等整理簿を整理するものとされているが、保育園空調設備改修工事の契約の保証について、同

整理簿を作成していなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

(2) 保育課に係るもの

ア 是正改善すべきもの(取扱基準第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)

(ア) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、病児・病後児保育利用手数料について、調定を決議することなく、納入義務者に対して納入の通知の上、収入していた。

適時適切に調定を決議されたい。

(イ) 市長は、法第243条の2の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として指定するもの(以下「指定公金事務取扱者」という。)に公金事務を委託することができ、委託したときは、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

同課は、病児・病後児保育に係る利用手数料の収納事務の委託(委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)に関する告示について、令和7年4月1日付けで起案し決裁を受け、同日以降、指定公金事務取扱者に公金事務を委託していたにもかかわらず、同月28日に告示していた。

事務処理を適切に実施されたい。

イ 検討を要するもの(取扱基準第2項第2号に規定するものをいう。以下同じ。)

尾張旭市職員被服貸与規程(昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。)第1条の規定により、職務執行に必要な被服の貸与を受けるのは、尾張旭市職員定数条例(昭和32年旭町条例第1号。以下「定数条例」という。)第1条に規定する職員(常時勤務する職員)である。しかしながら、同課は、市立の保育所の会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定される職員をいう。以下同じ。)について、非常勤の職員であるにもかかわらず、被服を貸与していた。

これは、児童や保護者が、常勤・非常勤を問わず、保育所の職員を容易に認識できるよう、同課が、独自の解釈で、被服の貸与について、被服貸与規程を会計年度任用職員にも準用しているものとのことであった。

この点、被服貸与規程に会計年度任用職員への被服貸与が認められるかどうかがわせる文言があるとはいえないが、同課が会計年度任用職員に被服を貸与している理由には、市民サービスに資する相応の合理性があると考えられる。よって、同課においては、今一度、会計年度任用職員への被服貸与その他の解決策について

て検討し、貸与が必要なのであれば、それが明らかに可能なものとなるよう、制度所管課である人事課と協議の上、対処されたい。

ウ 注意すべきもの

(ア) 尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。

保育課は、保育委託契約及び病児・病後児保育事業委託契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

(イ) 同課における令和6年10月から令和7年9月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、令和7年2月に レターパックプラス（600円）を33枚、レターパックライト（430円）を70枚購入し受け入れたにもかかわらず、令和6年度中には一部しか使用せず、購入枚数以上、ないし、ほぼ同枚数（レターパックプラス61枚、レターパックライト68枚）を令和7年度に繰り越していた。

会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。

(ウ) 物品管理者（各課等の長）は、物品をその属する区分の目的に従って、適正かつ効率的に管理しなければならない（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第8条）。

そこで、同課が、郵便切手等に係る出納簿を備え付けていたので、確認したところ、出納簿には、月末における物品管理者及び物品取扱員（各課等の庶務担当係長）の確認欄があるにもかかわらず、物品管理者及び物品取扱員とも確認していなかった。また、使用の都度記帳はしていたものの、種別によっては残数欄に残数を記載していなかった。さらに、出納の全てを一枚の様式で表そうとしていることから種別の設定が10円、84円、120円及びレターパックのみであり、これら以外については、10円等の欄や備考欄に「○○円●●枚」と記載していた。

この点、「郵便切手等金券類の管理について（平成26年9月16日付け26契号外・26会号外 総務部長・会計管理者連名通知）」により、物品管理者は、郵便切手等金券類について、毎月末に帳簿数値と現在高を確認し、受払簿に確

認印を押印するなど、管理を徹底するものとされるとともに、郵便切手等金券類出納簿の様式（種別ごとの別葉で、都度使用者が残高を記載するもの。）が示され、その活用が促されている。

当該通知に照らしてみると、同課は、郵便切手等に係る出納簿を備え付けてはいるものの、物品管理者の月末の確認がないことなど、整理や記載の方法に改善の余地がある。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。

(3) こども課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

(ア) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、行政財産目的外使用料について、調定を決議することなく、納入義務者に対して納入の通知の上、収入していた。

適時適切に調定を決議されたい。

(イ) 児童扶養手当について、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができるものとされている（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項。以下同項の規定により徴収する金額を「児童扶養手当返納金」という。）。

同課は、児童扶養手当返納金を徴収すると決した者（以下「債務者」という。）に対しては、納入すべき金額を一括して調定し、納入の通知をしなければならない（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第154条第1項及び第2項）ところ、債務者4名に対して、そのようにすることなく、これまで、法的手続のないまま、月単位の一定額での分割納入を認めた上、毎年度当初に、当該年度の分割納入の合計額を調定し、毎月、当該月分に係る納入の通知をし続けていた。

また、現年度の調定に係る歳入について、当該年度の出納閉鎖期日までに収入済みとならなかったもの（不納欠損として整理されたものを除く。）があるときは、未収入金として翌年度に繰り越し、当該年度の6月1日に調定しなければならない（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第22条第1項及び第3項）ところ、これまで、前述の債務者4名に係る児童扶養手当返納金の毎年度末時点での未収入金について翌年度に繰り越すこともなく調定を取り消した上、翌年度に、改めて、現年度の歳入として調定していた。

さらに、これらの処理により、本市の歳入歳出決算事項別明細書（政令第

166条第2項)には、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第16条の2で定める様式に準じて目別の収入未済額を記載していることからして、毎年度末における市の未収入金が、市の決算(法第233条)に反映されないこととなってしまい、その正確性が損なわれるものである。

適時適切に調定を決議されたい。

イ 検討を要するもの

被服貸与規程第1条の規定により、職務執行に必要な被服の貸与を受けるのは、定数条例第1条に規定する職員(常時勤務する職員)である。しかしながら、同課は、児童館の会計年度任用職員について、非常勤の職員であるにもかかわらず、被服を貸与していた。

これは、児童が、常勤・非常勤を問わず、児童館の職員を容易に認識できるよう、同課が、独自の解釈で、被服の貸与について、被服貸与規程を会計年度任用職員にも準用しているものとのことであった。

この点、被服貸与規程に会計年度任用職員への被服貸与が認められるかどうかがわせる文言があるとはいえないが、同課が会計年度任用職員に被服を貸与している理由には、市民サービスに資する相応の合理性があると考えられる。よって、同課においては、今一度、会計年度任用職員への被服貸与その他の解決策について検討し、貸与が必要なのであれば、それが明らかに可能なものとなるよう、制度所管課である人事課と協議の上、対処されたい。

ウ 注意すべきもの

(ア) 尾張旭市学童クラブ合同おでかけ会バス借上において、契約の相手方から提出された請書に代表者印が押印されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

(イ) こども課における令和6年10月から令和7年9月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、使用枚数に比して残数が著しく多く、同期間以前に受け入れたものがあまり使用されないまま、繰り越されていたことがうかがえた。

会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。

【令和6年10月～令和7年9月の郵便切手等金券類の状況】

額		令和6年10月から令和7年9月までの間の使用枚数	令和7年9月末時点での残数
児童手当手続関係	2円切手	7	105
	10円切手	5	208
	26円切手	9	151
	82円切手	4	108
	84円切手	4	44
	110円切手	3	47
児童扶養手当手続関係	1円切手	0	119
	10円切手	8	114
	26円切手	11	79
	84円切手	11	79
	120円切手	4	98

(4) こども家庭課・こどもの発達センターに係るもの

ア 是正改善すべきもの

(ア) 令和7年度尾張旭市親子支援教室事業委託契約締結について、令和7年4月9日付けで起案したが、専決権者（所長）の決裁を得ないまま、同日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月10日であった。

契約事務を適切に実施されたい。

(イ) 会計規則第36条により、委託料について支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するときとされている（単価契約及び1件の金額が50万円以下の支出負担行為で支出負担行為兼支出命令書によるものを除く。）。

しかしながら、発達支援連携事業委託（総価契約、契約額1,467,600円）について、支出負担行為を決議しないまま、令和7年4月1日付けで契約を締結していた。

会計事務を適切に実施されたい。

イ 検討を要するもの

被服貸与規程第1条の規定により、職務執行に必要な被服の貸与を受けるのは、定数条例第1条に規定する職員（常時勤務する職員）である。しかしながら、同課は、ピンポンパン教室及び子育て支援センターの会計年度任用職員について、非常勤の職員であるにもかかわらず、被服を貸与していた。

これは、児童や保護者が、常勤・非常勤を問わず、ピンポンパン教室及び子育て支援センターの職員を容易に認識できるよう、同課が、独自の解釈で、被服の

貸与について、被服貸与規程を会計年度任用職員にも準用しているものとのことであった。

この点、被服貸与規程に会計年度任用職員への被服貸与が認められるかどうかがわせる文言があるとはいえないが、同課が会計年度任用職員に被服を貸与している理由には、市民サービスに資する相応の合理性があると考えられる。よって、同課においては、今一度、会計年度任用職員への被服貸与その他の解決策について検討し、貸与が必要なのであれば、それが明らかに可能なものとなるよう、制度所管課である人事課と協議の上、対処されたい。

ウ 注意すべきもの

(ア) 契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。

こども家庭課は、尾張旭市産後ケア事業業務委託及びすぐ赤ちゃん訪問事業（専門職訪問指導）業務委託の契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

(イ) 契約規則第25条の2により、随意契約による契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。一方、法令によって、価格の定められているもの及び契約金額の総額が10万円を超えないものその他市長が必要でないと認めたときは、この限りでないとされている（同条ただし書）。

しかしながら、同課は、子どもへの暴力防止プログラム研修の業務委託（設計金額951,500円）について、何ら理由を示して伺うこともないまま一者からの見積徴取で契約していた。

また、すぐ赤ちゃん訪問事業（専門職訪問指導）業務委託、乳幼児健康診査業務委託、3歳児健康診査における視機能検査業務委託及び6歳臼歯保護育成事業業務委託は、保険診療点数を参考にして関係団体と協議の上、単価を決定していることから見積徴取を省略する旨伺っていたが、いずれも当該単価の分かる資料の添付がないまま決裁を得た上、契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(ウ) 同課における令和7年度の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、令和7年4月に26円切手を20枚、110円切手を120枚、140円切手を36枚、180円切手を36枚、レターパックライト（430円）を3枚購入し受け入れたにもかかわらず、令和7年9月末時点で

も使用されないままであった。

購入した理由等を確認したところ、同年度に新しい課として設置されたことから、急ぎの郵便や受取郵便の料金不足で使う予定で購入したもの、購入枚数については具体的な積算はなく、年度末までに全てを使用する蓋然性は高くなかったことであった。

経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入すべきである。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。